

令和五年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

令和五年三月十日（金曜日）

出席委員（十三名）

委員長 奈良 完 治

副委員長 相 馬 勝 治

委 員 石 澤 貴 幸

三 上 道 人

阿 部 祐 己

五十嵐 忍

前 田 信 一

奈良岡 文 英

藤 林 公 正

吉 村 忠 男

横 山 哲 英

浅 利 直 志

小 野 稔

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平 田 博 幸

| | |
|--------------|--------|
| 副町長 | 五十嵐 晋 |
| 総務課長選管事務局長併任 | 高木 秀光 |
| 財政課長 | 三上 孝之 |
| 経営戦略課長 | 石澤 岩博 |
| 税務課長 | 佐々木 克尚 |
| 住民課長 | 森 篤 |
| 福祉課長 | 葛西 昭仁 |
| 農政課長農委事務局長併任 | 舘田 康彦 |
| 建設課長 | 鳴海 浩司 |
| 上下水道課長 | 清野 健志 |
| 会計管理者・会計課長 | 高木 勝則 |
| 監査委員 | 福士 竹志 |
| 選管委員長 | 加福 孝二 |
| 農業委員会会長 | 安原 義太郎 |
| 教育長 | 羽賀 義易 |
| 生涯学習課長 | 佐々木 泰人 |
| 学務課長補佐 | 成田 康治 |

事務局職員出席者

事 務 局 長

木 村 宣 文

事 務 局 長 補 佐

佐 藤 健

審 査 日 程

- 第 二 議案第二十一号 令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 三 議案第二十二号 令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 四 議案第二十三号 令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案
- 第 五 議案第二十四号 令和五年度藤崎町水道事業会計予算案
- 第 六 議案第二十五号 令和五年度藤崎町下水道事業会計予算案
-

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第二日 令和五年三月十日

開 議 午前九時五十八分

○委員長（奈良完治君）

おはようございます。

明日三月十一日は、東日本大震災より、十二年となります。また、先月六日に、トルコ、シリアにおいて地震が発生し、たくさんの方が犠牲になりました。ここに、犠牲者のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱をささげたいと思います。

ご起立願います。

黙禱。

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

報告事項がありますので、事務局から報告させます。局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。本日、佐藤康文学務課長学校給食センター所長が欠席のため、代わりに成田康治学務課長補佐が出席することをご報告いたします。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各会計について、歳入歳出を一括で審査いたしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第二十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

おはようございます。

それでは、議案第二十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてをご説明申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、国保制度の構造的な課題でありました所得水準の低さ、医療費水準の高さなどに対応するため、平成三十九年度から県と市町村が一体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を共通認識の下で実施し、国民健康保険事業の安定的そして効率的な制度へと移行し、五年を経過したところであります。その事業運営についても堅調に推移しているものであります。令和五年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業費納付金の算出基礎となっております医療費指数の推移と国保被保険者数の減少などを思量、検討し、編成したものであります。

予算書百四十一ページをお開きください。令和五年度の予算総額は、第一条での規定により、歳入歳出それぞれ十七億八千六百万円を計上し、対前年度比九千四百万円、五・〇%の減となるものであります。

初めに、歳入についてご説明いたします。

百五十一ページをお開き願います。第一款国民健康保険税につきましては、三億三千百十六万三千円を計上するものであります。この保険税の積算に当たりましては、直近の被保険者と現行の税率で算定したものであります。団塊世代の国保被保険者が後期高齢者医療制度への移行並びに被用者保険の適用拡大などに伴う国保加入者数の減少見込みと令和四年分の所得状況などを勘案し積算した結果、対前年度比四千九百九万五千円、一二・九%の減となったものであります。

次のページをお開き願います。第四款県支出金第一項県負担金及び第二項県補助金のそれぞれの第一目保険給付費等交付金は、歳出予算におきます保険給付費の特定財源となるものであり、県負担金につきましては十一億六千四百九十

八万六千円で、対前年度比九千二百四十二万六千円、七・四％の減。県補助金につきましては六千六百七十七万千円、対前年度比七百九十九万九千円、一三・六％の増となるものであります。

百五十三ページに移りまして、ページ下側、第六款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金におきます第一節保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減に対する公費負担分で一億九十二万三千円を、第二節職員給与費等繰入金は国保担当職員の給与費等で三千六百四十五万八千円を、第三節出産育児一時金等繰入金は国保被保険者における出産育児一時金の拠出見込みに対応した町負担分として三百六十四万円を、第四節財政安定化支援事業繰入金は町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入されております二千三百二万三千円を繰入れするものであり、第五節未就学児均等割保険税繰入金は、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から、未就学児がおられる世帯に対して未就学児の均等割額を二分の一に減額することに対応した町負担分で、九十八万円を繰入れするもので、一般会計からの繰入金の総額は一億六千五百二万四千円を計上し、対前年度比二百六十一万五千円、一・六％の減となるものであります。

次のページをお開き願います。第二項基金繰入金第一目財政調整基金繰入金は財源調整を行うために繰入れするもので、五千八百四万四千円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百五十九ページをお開き願います。第一款総務費第一項総務管理費は、職員四名分の人件費のほか、業務委託料などの物件費が主なものであります。

百六十一ページをお開き願います。ページ下側の第二款保険給付費は第一項療養諸費は、令和四年度中における各費目ごとの給付実績見込額を勘案し計上したものであり、次のページをお開き願います。第一項の療養諸費の総額が十億二千百七十六万一千円、第二項の高額療養費の総額が一億四千七百二十二万三千円。そして次のページに移っていただきまして、ページ中ほどの第四項出産育児諸費、第五項葬祭諸費及び次のページに移りまして、第六項傷病手当金を合

わせた第二款保険給付費の総額は十一億七千六百五十三万四千円、対前年度比八千八百四十二万六千円、七・〇%の減となるものであります。

第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県において見込みを立てました医療給付費の額から、公費等の経費を支出で賄われる費用を除いた額を事業納付金の額として、県内それぞれの市町村ごとに納付額を決定しているものであり、保険者である町が納付する費用を計上したものであります。事業納付金の各項ごとの内訳につきましては、医療給付費分として三億五千六百七十九万四千円、次のページに移りまして、後期高齢者支援金等分として一億千七百二十二万五千円、介護納付金分として六千八百一十一万六千円をそれぞれ計上し、納付金の総額は五億四千二百十三万五千円となり、県からの事業納付金の見込額は前年度と同額となっているものであります。

百六十六ページをお開き願います。第六款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので千六百六十六万二千円を計上したものであり、第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、健康管理に対する意識の高揚と特定健診受診者に対する保健指導事業費及び予防対策を推進するための人件費並びに物件費が主なもので八百九十一万九千円を、次のページに移りまして、第二目の医療費適正化対策費は、国民健康保険加入者の健康管理と、国保制度に対する意識を深めていただくことを目的として実施している医療費通知に係る業務委託料が主なもので八十七万九千円を計上し、第二項保健事業費の総額は九百七十九万八千円を計上したものであります。

百六十八ページをお開き願います。第九款諸支出金は、被保険者保険税還付金や還付加算金などで百二十二万一千円を計上し、第十款予備費は予算調整により収支均衡を図るため、計上したものであります。

以上により、議案第二十一号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案の概要の説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから、歳入歳出全般において質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。質疑ございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は百五十一ページですけれども、その中で国民健康保険税三億三千百十六万三千円、それで担当課長、住民課長からも説明があったんですけれども、比較として四千九百万円ほど減っているわけで、その一つの大きな、一つのより大きな理由は団塊世代といいますか、それが後期高齢者のほうに回ったということが、所得の水準も加味した上での保険税だと思うんですけれども、何人ぐらい、二百人というか、三百人というか、それぐらい減っているんですか、被保険者。後期高齢者になる前の前期高齢者といいますか、何人減ったということなんですか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

被保険者数につきましては、後期高齢者へ移行した分が何人減ったということの差異よりも、それから国保に加入する方もおりまして、例年大体百五十名程度であります。あとの要因としましては説明で申し上げましたけれども、被用者保険、非被用者保険の加入促進が入っております。つまりは、百一人以上の企業であれば必ず社会保険に入る必要があるとか、それから五十一人以上がそういう形に増えていくというふうに出しております。そういう形で、だんだんの国保のほうの保険者も減っているというふうを考えております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

そうしますと私の認識違いといいますか、百人以上、社会保険に加入しなきゃならない。そして来年からですから、五十人以上というか、そういうような側面で大きく減っているというような、今は説明なんですけれども、その基本そのものに返って国民健康保険税のいわゆる一般被保険者の保険税三億円ちょっとですよ。これを積算するの、じゃあ何人ぐらいということで積算なされたんですか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。まず、保険税につきましては、特別徴収の保険者とそれから普通徴収の保険者があります。あわせて、特別徴収につきましては五百名、それから、普通徴収につきましては二千名ということで、二千五百名の想定で予算を組んでいるものでございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

今年度は、保険税の引上げだとか、そういう県の納付金も減っていると思うんですけれども、保険税の引上げだとか、そういうのは予定されていないんですよ。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

堅調に推移していることから、保険税の引上げを予定する必要はないと思っております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑は。浅利直志委員。

○浅利直志委員

これ、ページ数でいきますと百五十三ページですね。一般会計繰入金。その中で未就学児均等割保険税繰入金、二分の一に減額する、全国的にも国の制度として二分の一助成だというようなことなんですけれども、今後これを全額、国の責任でやるとか、あるいはまた二分の一助成を小学校まで延ばすとか、そういう制度変更は検討されているんですか、いないんですか。その辺どうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

現在のところ検討されていないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数でいきますと、百六十ページでございます。ページ数はそうなっているんですけども、その中でオンライン資格確認等市町村運営負担金九万五千円ほどというふうになっておりますです。これの内容は、どういうものなのかということについてまずお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

ご質問の件につきましては、マイナンバーカードの健康保険証の利用を推奨するために、診察時における確実な本人確認と、保険資格の確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上を図るための事業でございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

もうマイナンバーカードを健康保険証に、健康保険証も義務化するというか、弾力的な運用は一年ぐらいやりますよとかというようなことを聞いておるんですけども、そうしますと例えば、医師の中でも診療所だとかあるいはそういう高齢で一人医師だとかで、早い話がちょっと待ってくれよというようなことを、国に訴えている医師もございますよね。地域においては必要な医療であってでも、それ、オンラインでつながっていなければ、診療報酬に差をつけるとかあるいは負担を余計やるんだと、余計負担してもらうんだとか、医師じゃなくて患者が。

私がお聞きしたいのは、今の説明と関連しまして。例えば病院からこの人、患者さんがマイナンバーカードをなくし

たと言っているんですけれども、藤崎役場さん、この人に発行しているんですかというような問合せがあれば、お答えするようなことになっているんですか。お答えできませんというようなことになっているんですか、なるんですか、その辺、具体的にどういうふうな運用をしていく予定なのか、その点をお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

現在のところ、そのような協議はまだなされていないように、私は感じておりますが、想定されることとしましては、来年十月ということで想定をしているんですけれども、その間において保険者証とマイナンバーカードを二つ持参することになるかと思っております。そういう中で、シミュレーション的に実施をしながら、不備な点、必要な点というのを検証しながら対応していくことになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

来年十月からというようなお話だったんですけれども、あれ、今年十月からやり始めますよということじゃなかったんですか、私の理解違いですか。その辺どうでしょう。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

申し訳ございません。年度の勘違いしております、十月からでございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

百六十七ページでございます。その中の委託料、疾病予防費、保健事業費の中の委託料です。特定健診未受診者対策業務委託料三百七十万円というふうになっておるんですけども、この特定健診はいいですというか、未受診者に対して、未受診者対策業務委託料というのはどんな内容を、どこに委託するという業務をやろうというようなことなんですか。三百七十万ほど計上されておりますけれども。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

委託先につきましては、株式会社キャンサーズキャンという会社でございます。この事業については、A I、コンピューター、それを駆使しまして健診結果に基づいてその傾向を分類し、おのこの受診者に見合ったアプローチをし、特定健診の受診を促すということを目的として、委託業務をして行っているものであります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

特定健診未受診者に対するアプローチや、これまでは保健師なりがその仕事をほとんど受け持っていたのかなというふうに思っておるんですけれども、それでこれを何だか会社というところに、ちょっと、はっきり聞き漏らしたものですから、委託するというのを、これは全県的にやっていることなんですか、それともこの辺、藤崎、この辺の町村でやっていることなんですか。実施状況、こういうふうに委託してやっているという、近隣町村の状況というのはどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

株式会社キャンサースクアのほうに委託している事業ですけれども、町でも令和四年度から実施いたしました。その理由といたしましては、きめ細やかなその対象者の判断をしながら、このように周知をすれば見てくれる、気づいてくれるというものが、AIで判断して実施しているわけです。弘前市のほうで実施しておりまして、それを町のほうでも確認しながら、おのおの郵送での通知なんですけれども対象者別に変わったものです。例えば、たばこを吸っている方であればたばこの害について、あとお酒を飲む方であればアルコールの害について、それをピックアップしながら目立つように、肝機能の数字が高い人はアルコールの部分ありますとか糖の接種の方法でありますとか、目立つような形でおのおのの方に合わせたチラシ、勧奨通知を出すという形のものであります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

そうしますと、私も年を重ねましてあれなんですけれども、従来のように保健師がやるということと並行していわゆる未受診者対策を強化していくというふうに、保健師とキャンサーズキャンだかという、ちょっとどこの会社か分からないんですけれども、そういうところと並行的にやっていくということなのか。それとも、この未受診者対策は、もうここにお任せですよ。来た人については、保健師が対応しますけれどもというようなことになるんですか。その辺はどのような対応を、基本的に令和五年度についてはなさるのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。当然のことながら、会社だけではなく、保健師が自らつき合って話をする、面会して話しするわけですから、同時進行で進めていくものであります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいなと思っておりますですけれども、令和五年度国民健康保険特別会計は歳入歳出総額十七

億八千六百万円余の予算であります。国民皆保険の一翼を担い、町民の健康に関わる大事な予算ではあります。しかしながら、次の点について構造的な問題も未解決だというふうに私は思っておりますので、賛成できません。

一つは、高い保険税負担、様々な軽減措置は講じられているのですけれども、高い保険税負担の問題は依然として残っていると思います。所得二百万円ちょっとで三十万円にもなるような町民負担の問題でございます。

二つ目は、いわゆる均等割課税、子供の均等割課税ゼロをさらに拡大して、拡大すべきだと、拡大の予算を組むべきだというようなことからです。

最後の三つ目は、マイナンバーカードの保険証の義務化にもつながること。これは、患者だけでなく医師からも批判も受けておるわけでございますので、紙ベースの保険証をきちんと認める。そういう対応措置を取るべきだということで、その意見を申し述べて、賛同できません。

○委員長（奈良完治君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。三上道人委員。

○三上道人委員

議案第二十一号に賛成するものであります。令和五年度藤崎町健康国民健康保険特別会計予算案は、歳入面では国民健康保険税をはじめ、事業納付金等の確保し、歳出面においては厳しい財政環境の中、町民の疾病予防、重症化予防等の施策の充実を図り、医療費の削減とともに被保険者の健康寿命の延伸を図る取組は高く評価できるものであります。

したがって、議案第二十一号令和五年度藤崎町国民健康保険特別会計予算案に賛成するものであります。

○委員長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○委員長（奈良完治君）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（森 篤君）

それでは、議案第二十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきまして、その予算の歳入歳出の概要についてを、ご説明申し上げます。

予算書の百八十一ページをお開き願います。令和五年度の予算総額は、第一条での規定により歳入歳出それぞれ三億四千二百万円を計上し、対前年度比六百万円、一・八％の増となるものであります。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

百九十一ページをお開き願います。第一款後期高齢者医療保険料は、第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして一億二百十万八千円を計上するものであります。後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療費を公費、税金で約五割、若い世代からの支援金、保険料で約四割、後期高齢者の保険料で約一割で負担するというルールにより運営されております。この後期高齢者の保険料の算出に当たりましては、所得割率と均等割額からなる保険料率が積算し、決定しているものであり、令和五年度の保険料率の算定において、国からは後期高齢者の負担率を一・七二％として算定し、その算出に当たる所得割は八・八％とし、加入者全員が負担することになります。均等割額については四万四千四百円、賦課限度額につきましても六十四万円としているものであり、前年度と同率同額となっている

ものであります。

この保険料率と、団塊世代の方々が後期高齢者に移行となってくる被保険者数も見込み数及び令和四年分の所得状況見込みなどを勘案し、積算した結果、対前年度比三百五十一万四千円、三・三%の減となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は、事務担当職員の給与費繰入金分と後期高齢者医療広域連合職員の給与費に係る共通経費分の町負担分となります。広域連合事務費繰入金分であり、事務費繰入金の総額は千七百五十三万円となるものであります。

第二目の保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので五千三百九十六万円を計上し、第三目の療養給付費繰入金は、広域連合で給付を行っている後期高齢者医療被保険者の療養給付費に対する公費負担分として一般会計から繰入れするもので、一億六千三百八十一万九千円を計上しており、一般会計からの繰入金総額は二億三千五百三十万九千円を計上し、対前年度比八百九十七万四千円、四・〇%の増となるものであります。

次のページをお開き願います。第四款繰越金は、令和五年三月分の後期高齢者への普通徴収保険料分を、新年度に移りましてから広域連合に対し納付することとなることから、繰入金として予算計上し、対応するものであります。

第五款諸収入第二項償還金及び還付加算金は、被保険者の所得構成などに対応するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

百九十五ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、職員一名分の人件費のほか、第十一節役務費におきます通信運搬費は被保険者証一斉更新時の郵便料等の物件費が主なもので、百四万円を計上しているものであります。

次のページをお開き願います。ページ中ほど、第二款後期高齢者医療広域連合負担金は三億三千百二十九万四千円を

計上するものであり、その内訳につきましては町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減の公費負担分となる保険基盤安定負担金等を、広域連合へ納付する保険料等負担金として一億五千九百六十三万九千円、広域連合職員の給与費に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が七百八十三万六千円。そして、広域連合で給付を行っております療養給付費に係る町負担分となります療養給付費負担金につきましては一億六千三百八十一万九千円を計上しているものであります。

以上により、議案第二十二号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案概要の説明とさせていただきます。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑ございませんね。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

それでは、私のほうから、議案第二十三号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

予算書二百九ページをお開き願います。第一条令和五年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ十八億三百万円と定めるもので、前年度に比較して七百万円、〇・四％の減としたものであります。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

二百十九ページをお開き願います。

まず、歳入について。第一款保険料につきましては、消費税の増税に伴う低所得者の保険料軽減強化対策を加味し、前年度対比六百三十五万二千円減の三億七百八十九万三千円を計上したものであります。

第三款第一項第一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で三億二百一十一万二千円を計上し、次のページ、二百二十ページをお開き願います。第二項第一目の調整交付金一億四千五百四十六万円は、高齢者や低所得者の割合に応じて国から交付されるものであります。第二目、第三目は、保険給付以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて二千六百七万二千円を計上したものであります。第四目の保険者機能強化推進交付金と、第五目の介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の介護予防などの取組状況を国や県が評価して交付されるものであります。

第四款は支払基金が、二百二十一ページの第五款は県が、それぞれ公費負担ルールに基づいて交付する分であります。

二百二十二ページをお開き願います。第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は、介護給付費等に対する町負担分であります。

二百二十三ページに移りまして、第九款第三項第一目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業を、県後期高齢者医療広域連合から受託して実施するための費用分であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、二百二十七ページをお開き願います。第一款第一項第一目の一般管理費は職員の人件費が主なものであり、今年度は第九期の事業計画の策定年度のため、その支援業務委託を含めて

六十八万二千円増の三千八百七十七万八千円となります。

二百二十八ページをお開きください。第二目の後期高齢者医療広域連合受託事業は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業費用で、会計年度任用職員一名分の人件費と、訪問事業に使用する車借上料などを計上したものであります。第二項の徴収費は保険料徴収事務に係る費用を、二百二十九ページの第三項の介護認定審査会費は、要介護認定に係る費用をそれぞれ計上したものであります。

二百三十ページをお開き願います。第二款保険給付費の第一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、令和四年度の実績見込額を基に昨年度とほぼ同額を見込み、十五億三千三百四十九万三千円を計上したものであります。

二百三十二ページをお開き願います。第三款地域支援事業費第一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から町が主体で行う総合事業に移行した介護予防訪問介護や、介護予防通所介護などの費用で四千二百四十六万三千円を、二百三十三ページの第二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象に運動機能の向上や閉じこもり、うつ予防のための事業であり、町スポーツ協会や文化協会、老人クラブが実施するもので七百四十六万三千円を、第三項の包括的支援事業任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた町で尊厳ある暮らしができるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するため、第一目の総合相談権利擁護事業、第二目の包括的、継続的ケアマネジメント支援事業、次のページの第四目の在宅医療介護連携推進事業、第五目の生活支援体制整備事業、第六目の認知症総合支援事業、二百三十五ページの第七目の地域ケア会議推進事業は、町社会福祉協議会に委託し、生活支援センター、包括支援センター等が実施するための経費で、第三項の合計は四千七百七十八万五千円を計上したものであります。

令和五年度介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要に係る説明は以上であります。

○委員長（奈良完治君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。横山哲英委員。

○横山哲英委員

二百三十三ページの、げんき教室及びらく楽教室はどのぐらいの人数の方が利用されているのか、お知らせ願います。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

聞き取れなかったんですけれども（「げんき教室とらく楽教室の積算根拠です」の声あり）らく楽教室、元気と。

（「両方お願いします」の声あり）分かりました。

まず、介護予防把握事業げんき教室の委託料百二十一万円ですが、一回の開催につき二万五千円で全体で二十二回、二回以上を予定しております。委託先としましては、社会福祉法人千栄会さんふじさんとなっており、場所は両老人福祉センターとなっております。

それから、介護予防把握事業のらく楽教室ですが、七十二万六千円。これが一回当たり一万五千円で、これも二十二回、二回以上、内容につきましては、お茶、お花、絵画、歌など様々な教室を開催して、閉じこもり防止や生きがいをづくりを行うというもので、こちらは文化協会さんをお願いして、医療、老人福祉センターで行っております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

横山哲英委員。

○横山哲英委員

私の近所でも、らく楽教室とかげんき教室に通っている方からのお話を聞くと、すごく楽しんで元気印で帰ってくるみたいですので、大変よい事業だと私は思っております。ぜひ、そういう事業は多く、町長、多く町民の方が利用して、ぼけとかそういうのをなくするように、これからもよろしく願いして終わります。

○委員長（奈良完治君）

答弁はよろしいですか。ほかに質疑ありませんか。五十嵐 忍委員。

○五十嵐 忍委員

二百二十九ページです。十一節の手数料五百万五千円。それから、十二節の委託料、認定調査委託料百五十四万円。これに関しては、介護保険の運営協議会の際に、手数料に関しては主治医意見書の手数料であり、認定調査委託料に関しては介護事業所で認定調査をするところに、介護事業所への委託料だというふうに説明を受けました。それぞれの単価といたしますか、一通当たりというか、一件当たりというか。幾らになっているのか。それぞれの金額をお聞きします。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。まず、介護の認定ですが、総体で年間約七百四十件程度やっております。その都度、お医者様の意見書というのを添付するわけですけれども、まずそちらの単価のほうですが、これは介護保険のほうである程度しっかり指示されておまして、単価が決まっております。作成料の考え方なんですけれども、同一環境において集団生活を行っており、配置医師等により恒常的に指導管理下にある施設入院、入所者は、在宅者に比して状況把握が容易であること、また六か月後の再認定においては、過去に記載された意見書を参考にできることにより、在宅、施設別、

新規、継続申請別に分けて設定されております。

具体的に申し上げますと、例えば、新規の方が在宅であれば五千円、施設であれば四千元、継続の方が在宅であれば四千元、施設であれば三千元と。ですので、例えば、新規の在宅が五千円で、継続の施設が三千元ということで、二千元の開きがございます。まず、これが医師の意見書になります。

続きまして、その下の認定調書の委託料ですが、これが、いわゆるケアマネさんをお願いして、それを認定調査をしていただくんですけれども、全体の認定のうち町のほうでも二人、調査員いますので、町のほうが行っている審査というのが、認定調査というのが新規の方、初めての方、それから状態が悪化などして変化している方、要は区分変更が必要な方、そういう方について町のほうで対応しています。これはいわゆる人件費がかかっているので、委託料には含まれてございません。

次に、この認定調査の委託料の中身のケアマネージャーさんの件ですけれども、こちらを対象者、いわゆるケアマネさんがこの対象者のサービス計画を作成している、ある程度状態の安定した方の介護度の方針、要は介護度が変わらないような方、このような方をケアマネさんをお願いしてございます。そういう方のお願いの委託料について二千二百円というふうに、一律決めてございます。

参考までに、他町村においても、これ行っているんですけれども、若干差がございます。ちょっと違う市町村からお話ししますと、弘前さんですと施設が二千二百円、在宅が二千七百五十円。それから板柳町さんですと在宅が二千四百円、施設が二千百円と、開きを設定している市町村もございます。一方で、近隣の市町村でいきますと、黒石、平川、大鰐、田舎館、近隣の市町村ですが、藤崎と同じように在宅とか施設関係なく一律二千二百円と、そういう状態でございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐 忍委員。

○五十嵐 忍委員

医師の主治医の意見書に対して、ケアマネに対するお金がちょっと格差があるといえますか、コロナ禍において、医療、介護、保育などのいわゆるエッセンシャルワーカーと言われる仕事の大切さというか、大変さを私たちも非常に感じたわけですが、その中でやはりそういう介護の仕事に携わっている方々が、この格差をおっしゃるんですよ。というのは、認定調査は家族が同席してその方の状況をお聞きしますので、その家族によっては日曜日来てくれとか、そういうことにもケアマネージャーは対応しているということで、町が独自に決められる金額であるならば、医者も専門職ですが、ケアマネージャーも専門職です。もちろん、医者並みには言いませんけれども、もう少しこの金額を上げる検討は、どういうふうにお考えですか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えします。先ほど申し上げたとおり、市町村によっては高い低い、やっぱりございます。これが、県外、都市圏に行きますと、またさらに、二倍とか何倍にも上がっているというのをお聞きするところがあります。その土地土地で状況が変わりますので、その辺理解はできるんですけれども、現在二千二百円ということで、恐らくこの辺の地域である程度統一したものであったのかなと、当初は、思っております。ですが、委員おっしゃるとおり、いろんなそういった大変な現場におられる方ですので、周りの状況を見ながら予算のこともありますので、保険料とかも全て影響しますので、そういったことを含めて検討できればなど。今、給付金もありますので、必要であればその辺を議題にしてとい

うことはあり得るのかなと思っております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

目でいけば地域支援事業の中の、ページ数二百三十四の扶助費、成年後見制度利用支援助成費というふうになって百九十二万ほど計上されておるんですけれども、これ何人ぐらい見込んでどういう方に支払うという予定で百九十二万ほどになったのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えします。成年後見制度利用支援助成費百九十二万円ですが、積算根拠としましては、二万円の十二か月掛ける八名分というふうにしてございます。これは、成年後見制度そのものは認知症や知的、精神などで判断能力が不十分であるとして医師の診断を受けた者に対して、悪徳商法や経済的虐待、財産保護などの観点で法律的に保護し、支える制度で、家庭裁判所が援助する人、後見人であったり、補佐人、補助人であったりするんですが、選んで、本人を法律的に支援するものです。市町村の申し立てで成年後見人等必要であるが、収入、預金、資産がなくて、申し立てをする人も関係者がいない場合、その方を市町村長が申し立てすることになります。その費用を一括して手数料として計上し、さらには後見人等への報酬が、本人、支払いできないという状況であれば、本人が負担することになるが、低所得者には助成があるという制度でございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

二万円掛ける、役場が勝手に決めるんじゃないくて、家庭裁判所なりの判断に基づいて八名分だと、二万円掛ける十二か月掛ける八名分だというふうなご説明だったんですよね。それで、この八名というのは弁護士だとかなんとか、そういう方が多いんですか。それとも身内の方で有力な人だとか、信頼おける人だとかと、そういう方なんですか。現状、七、八名あるとするならば、それはどういう内訳になっていらっしゃるんですか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

二万円については、あくまでも概算です、料金というのか、後見人に支払われる金額というのは家庭裁判所で決められる金額で、それぞれ高い低いがございます。その中で、家庭裁判所のほうで弁護士であったり、社会福祉士であったりと、その人の状況に応じてなるんですけれども、今おっしゃったとおり、やはり弁護士さん、財産の関係が絡む場合は主に弁護士さん、その他のいろんな老人の関係、施設の関係とかを見ていただく場合は、社会福祉士さんとかそういう方が主に多い状態になっています。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

これ、たまに報道される後見人になった人が早い話が猫ばばするとか、適切でない使い方をしているとかというようなことが問題になったりする例が、報道がされたりしているんですけども、この辺の制度の運用と申しますか、その辺に制度の運用についての今後の課題、問題だとかは、藤崎町の場合は起きたことがないんですか。その辺どうでしょうか。二万円というのは、私の理解不足で幅があるんだというようなことなんですけれども、その辺どうでしょう。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

後見人がつくまでの間、やっぱりいろんな問題が起きて、初めて後見人をつけようということになるわけですが、高齢者の関係で言いますと、虐待であったりとか含めていろんな問題がやっぱり多いです。実際多いです。その中において、どうしても自分で管理できないとかという方について、後見人をつけていただくんですけども、私ども今扱っている案件といたしましては、これ後見人というのは、家族もなります。それ以外に弁護士さんだったり、さっき言ったとおり社会福祉士だったり、今では市民後見人という制度もございますので、様々な形でその人に合った後見人をつけることになります。委員おっしゃったとおり、過去にはやっぱり家族がなって問題になったので、弁護士とか、どうしてもそういういわゆる認知症になられた方、老人とかはお金持っていて管理できないんで、いわゆる、お金に目をつけて魔が差す方がやっぱり多いみたいで、いろんな方が弁護士でもそういうふうな事件を起こす場合もございます。誰が適切なのかというのは、私もちょっとはっきり言えませんが、いろんな問題が、その制度の中でも起きているのは確かでございます。ただ、本人の財産とか、生命の尊厳とかを考えた場合、やっぱりこの制度というのは非常に大事で、今後も町としては必要に応じて支援していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

私の知っている範囲では県社協の女性の方が後見人になって、独り暮らしの人をサポートして、よくやってくれるなというような記憶はあるんですけども、悪い例には遭遇はしていないんですけども、今後とも、何が起きるか分からないような時代でもありますんで、運用に当たっては注意していただきたいというふうに思います。

それで同じページの認知、これは六目の十二節委託料認知症初期集中支援チーム。認知症の初期的な状態を、五十四万ほど計上されているんです。これ、どこにどのような内容、認知症初期予防なんだろうけれども、内容と、どこに委託するという事なのかお聞かせください。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えします。これはやっぱりお言葉のとおり、認知症の初期状態から専門職が支援を開始できるように、このチームを設置しているものでございます。委託先は包括支援センターになっております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

その下の認知症地域支援推進業務委託料、これも、藤崎町社協の包括支援センターに委託しているんですか。

○委員長（奈良完治君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありますか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものといたしました。

換気のため、十分ほど休憩いたします。

開始時刻は十一時十七分ということで、委員の皆さんいかがでしょうか。（「はい」の声あり）

休 憩 午前十一時〇七分

再 開 午前十一時十七分

○委員長（奈良完治君）

会議の前に、報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。十一番横山哲英委員から所用のため出席できない旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
以上です。

○委員長（奈良完治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第二十四号令和五年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

それでは、議案第二十四号令和五年度藤崎町水道事業会計予算案の概要についてご説明申し上げます。

予算書二百五十五ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款水道事業収益は三億七千五百二万四千円を計上しました。第一項営業収益は三億六千二百五万六千円で、主なものは水道料金とメーター使用料の第一目給水収益三億六千百十七万円であります。

次に、第二項営業外収益は千二百四十六万七千円であります。主なものは、第三目長期前受金戻入千百八十五万七千円で、令和五年度減価償却費に係る補助金等相当額を収益化するものであります。

次に、支出についてであります。二百五十六ページをお開きください。

第一款水道事業費用は三億七千五百二万四千円を計上しました。第一項営業費用は三億千八百三十五万円で、第一目浄配水費一億八千七百三十三万七千円のうち、第四節委託料が三百五十七万円で、主なものは水質検査業務委託料が百八十七万六千円であります。第六節修繕費は三千五百七万円で、主なものは、西豊田浄水場配水ポンプ三十キロワット整備工事費が九百八十二万三千円、西豊田浄水場配水ポンプ二十二キロワット整備工事費が四百八十六万二千元、水道

メーターの取替え工事費が七百六十八万九千円、交換用メーター修繕費が六百十二万六千円であります。第九節の受水費一億三千五百九万円は津軽広域水道企業団からの水道水購入費用であります。第三目総係費は五千八十九万六千円を計上しました。第一節給料から次ページの第六節法定福利費引当金繰入額までの人件費や、第十二節委託料等を計上したもので、委託料八百三十万八千円のうち主なものは、水道メーター検針業務委託料四百五十四万九千円であります。

二百五十八ページをお開きください。第四目減価償却費は八千十一万五千円を計上しました。減価償却費は、固定資産の価値減耗分の費用化ですが、実際は現金支出を伴わない費用で、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

第二項営業外費用は千八百八十三万九千円で、その主なものは第一節の企業債利息の六百八十三万七千円であります。次に、資本的収入及び支出について説明いたします。二百五十九ページをご覧ください。

まず、収入についてであります。

第一款資本的収入第一項他会計負担金には、一般会計からの消火栓更新工事負担金の四百四十万を計上しました。

次に、支出についてであります。

第一款資本的支出は七千九百五十五万円を計上しました。第一項建設改良費は八百九十二万七千円で、主なものは、消火栓更新工事費四百四十万円と、矢沢地区配水管移設工事設計業務委託料三百三十六万六千円であります。

第二項固定資産購入費千百五十九万七千円のうち、主なものは上下水道料金システム更新業務委託料千七十九万七千円であります。

第二項企業債償還金は五千八百二万六千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額七千五百十五万円は内部留保資金等で対応するものであります。

令和五年度藤崎町水道事業会計予算については以上であります。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。奈良岡文英委員。

○奈良岡文英委員

ページ数は二百五十九ページ。資本的収入会計の二款固定資産購入費の二目二節委託料の上下水道料金システム更新業務委託料千七十九万七千円。この内容について伺います。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

上下水道料金システムの更新ということで、新システムへ更新するものであります。現行のシステムは平成三十一年一月稼働で、令和五年十二月で五年満了ということで、保守業務が終了するというので更新に至ります。予算の明細としては、料金システム本体とのアクセスライセンスなどに係るものが二百九十万円、それからシステムのセットアップ、それからハンディターミナルのセットアップ七台分が二十万円、それからデータ移行作業費として八万円、それから、青銀用の日計表作成ツールなどに係るカスタマイズ費が八万円、それからハードウェア購入、サーバやクライアントの導入とセットアップ費で四十一万円、それからデータセンター改築工事費、構築費の二万五千円、それからハードウェア費五百五十六万円、ソフトウェア費、サーバ用のウインドウズサーバやS P Nサーバなどのサーバ用のソフトウェア費用で五十六万円。

以上であります。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡文英委員。

○奈良岡文英委員

ただいま、五年経過しているシステムなので更新するというような説明がありましたけれども、これは五年ごとに五年に一回必ず更新するというものなんですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

おっしゃるとおりでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。相馬勝治委員。

○相馬勝治委員

これ、今の奈良岡委員もシステムの委託料について質問したわけですが、先ほど課長ともお話ししたんですけれども、来年度から、ちゃんとした期間はないんですけれども、関連ということでひとつ委員長には配慮をお願いします。水道事業に関してこれからは広域でやっていくんだという話が聞こえております。このシステムを変えたり、よくしたりしているわけですが、仮に広域でやった場合、こういうシステムなど変えたり直したり、改修したり、その辺のところを含めて、これからこの水道事業というのはどういうふうな感じになる予定なんですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

システムの件に関しては、今、相馬委員がご懸念されるのはちょっと分かります。今、これから広域的な広域化に向けていくときに、システム新しくするんだかというのも含めてのご質問なのかなと思いますが、システムに関しては具体的な内容自体はまだ示されておりませんが、各市町村で広域化に当たってどのように、もしかすればこのタイミングでシステムを構築する市町村があるかもしれません。何といたしますか、いわゆる一般会計のほうでの自治体クラウドのような形で持っていくのかあるいはちょっと、可能かどうか分かりませんが、うちのほうのシステムはエービッツ日立系です。NEC系のシステムを使っているところがあれば、富士通系のシステムをもしかすれば使っているところもあるかもしれません。例えば、くどいですがけれども、私どもみたいに今、更新してすぐ新しいその自治体クラウドみたいなものに参加するのであれば、ちょっと、要は無駄になるのではないかという懸念もあると思いますが、それを見越して、果たして違うメーカーのシステムを連結できるかという問題も出てくると。恐らく、不可能ではないかと思うんですが、そういう問題がまずあると思います。

それで広域化ということですがけれども、いわゆるそのサービス、料金システムの、料金徴収あるいはサービスということで事務の広域的処理と、それから施設の共同設置、共同利用、統廃合も含めてです。それから、経営の一体化、それから事業統合という大きく四つの試算の項目が示されています。料金水準のシミュレーションなども、これから問題になってくるんですけれども、例えば、どの市町村に対してということではないですが、水道料金に関しては事業者間で最大三倍の差異、三倍の開きがあるという問題提起もされています。だから、今後その職員数も減少傾向にあって、例えば平成十一年度から令和元年度までの二十年間で約二三%減っています。内訳として、技術職員は、技術職員も二三%減となっている状況にあります。それから給水人口の減少に伴い、有収水量も減少に推移するだろうという試算も出ていますが、今後、どのような形で具体的に試算データが出てきて、まずは一気に急激に、先ほど料金システ

ムの話をしてしまったけれども、一気に全部行くことは、ちょっと現実的には考えられないのではないかと考えています。ですから、施設の共同利用とか、先ほどしゃべっちゃったその料金とか職員数とか、それと一部分に対してまずここから手をつけていく。そういう流れになるのではないかと考えています。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

相馬勝治委員。

○相馬勝治委員

一応、県で今示している、何市町村、何町村とかそういう区分け、たしか出ていると思うんですよ。話を聞く限りでは。仮にそうなった場合、今のそのシステムが異なる市町村は確実にあると思うんです。その辺のところを含め、様々な分野で広域化の方向へ進んでいるわけですので、近隣の市町村、そして県の方向性をちゃんと確認しながら、近隣の水道関係の担当者ともよい情報交換の場を設けてよりよい進行状況、そしてまたシステムの更新に当たってもどういう方向で、仮に田舎館さんはシステム、何年後に更新するんだよと、それに向けて近隣の町村を、一回でやれるわけではないんですので、とにかく情報交換の場を設けて不具合のないような広域に向かってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

もちろん委員おっしゃるように、こちらで提言されることは発言していきたいと思っています。正直なところ、広域化の会議自体は年に一回とか、去年までそのレベルでした。いよいよ実現に向けて動いていくとなれば、年に何度も開

催、それから検討した各、その前に例えばその県のほうから調査ものが来て、例えばくどいようですけども、何度も言いますが、システムはどこで使っていつ更新、いつから稼働しているんだとか、そういうのも全部調査ものが来て、こうですという各市町村のデータを持ち寄った結果を、これからは頻繁に開かれるであろう会議の資料において示されて、どこで合わせていくかというような案ができてくるのかと思っています。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百五十六ページです。二点、西豊田の排水ポンプ三十キロと二十二キロ、これ今までのが使い物にならないから取替えなのか、それとも修繕なのか、内容を。金額の必要性について明らかにしていただきたい。

もう一点。動力費千二百八十万円ほど計上しておるんですけども、これ前年よりも二百八十万円、どれぐらい多く見積もっているのか。その辺はどうですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

まず西豊田浄水場の排水ポンプの整備の工事についてお答えします。耐用年数は推奨で十年というふうに示されておりますが、オーバーホールを繰り返して実質二十年を超えております。オーバーホールでもよいんですが、モーターの現在の主流が効率型ということで、既設のモーターのオーバーホールだと故障した場合交換部品がないため、それこそ更新するということでもあります。もう一つ申しますと、ポンプはこの現状でここで三十キロワット、二十二キロワット

ってありますけれどもその三十キロワット二台、二十二キロワット二台、四台で運用しているものである。（「分かりました」の声あり）

それと動力費ですね。（「もう一つは動力費。これ昨年比というか、それはどういうふうな見込みなんでしょうか」との声あり）昨年比の予算は、四年度の今年度の予算は六百六十一万一千円であります。五年度の予算は百二十八万円、ここで千二百八十万円です。補正の予算、補正のときにも長々と説明したと思うんですが、燃料費調整額が増えているということで、今年度の予算では原料費の調整額が二百七十一万一千円と、それから、藤崎、西豊田の浄水場が二百七十一万千円。常盤の浄水場が二百六万九千円で、四百八十万ほどの燃料費調整額を見込んでおります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡文英委員。

○奈良岡文英委員

ページは二百七十二ページ。貸借対照表の下のほう、未収金三千百七十五万ほど、その下の貸倒引当金、三角の七十八万千円。これについて伺います。未収金で計上することになる性質と伺いますか。どういうものがこの未収金に入っているのかについて伺います。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

未収金は、水道料金であります。現年度、いわゆる四年度の見込み額、四年度に賦課された水道料金分と、それからそれまで三年度以前に賦課された料金でまだ納められていないものの合計になります。ちなみに、現年度見込みの額を

申しますと四年度分が千四百五十万八千円、過年度分が千七百二十五万四百三十七円。計で三千百七十五万八千四百三十七円になるものであります。そしてその貸倒引当金の説明なのですが、貸倒引当金は、単純に未収金になったからというものではなくて、不納欠損となる、その台帳といいますか、その料金の徴収簿から、もう徴収の見込みがないものに対する備えの金額という、資金ショートを防ぐために例えばこれまでの三か年平均の貸倒れ率を、引当額に割り振って、事前にその引当金、貸し倒れに対して備えるために引き当てる金額であります。

以上であります。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡文英委員。

○奈良岡文英委員

未収金とかはないにこしたことはないかと思うんですけども、それを回収するための努力はしないといけないと思うんですけども、二百七十五ページの令和六年三月三十一日予定の貸借対照表の未収金が二千九百九十八万ほど、計上しておりますけれども、これを二百万弱、令和五年度で減るという見込みなんですけれども、これは何か徴収活動とか、滞納を整理する活動をしてこのぐらい見込んでいるんですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

その滞納の分については、催告書は当然出してしております。そして、ちょっと語弊がありますが、ちょっと全然応じてくれない方に関しては給水停止という行為も行っております。まずは、催告書を出して実際に来てもらって、納められない事情、内容を聞いて、そうすれば現状であるのと、当然今までためてあったものもありますが、これから毎月使っ

ていく部分の請求も入れていくわけです。それについて、毎月の分とどのぐらい上乘せして毎月払ってもらえますかというふうな誓約書は交わしております。ただ、誓約をしたにもかかわらず、何も連絡もなく、もし誓約した段階でもどうしても無理なようであれば、事前に連絡をくださいというお話は、その都度しております。ただそういう連絡もしてこない方は給水停止に及んでいます。

今年度の場合ですと、給水停止した件数が四十二件です。そのうち通常の、今までずっと何か月も払ってない方が二十二人おって、先ほど言いましたような契約書を結んでいるにもかかわらず払ってくれない方は、二十人であります。そういう滞納に関する、滞納解消に関する努力はしておるんですが、その実績で申しますと今年度といいますか、今年二月の段階で、去年二月と入金を比較しますと、滞納分については百四十八万六千円ほど増となっており、去年よりも同月で百四十八万六千円を多く徴収しています。収納率も三%ですか、三%ほど多く徴収をしております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

それでは、議案第二十五号令和五年度藤崎町下水道事業会計予算案の概要についてご説明いたします。

予算書の二百八十七ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款下水道事業収益は五億七千七百八十万一千円を計上しました。第一項営業収益は二億千三百五十八万円で、主なものは、第一目下水道使用料が、公共、農集排合わせて一億九千二百二十万円。第二目雨水処理負担金は、公共、農集排合わせて二千百七十七万六千円であります。この雨水処理負担金は、総務省繰出基準により資本費の一〇%を一般会計から繰り入れるものであります。

二百八十八ページをお開きください。第二項営業外収益は三億六千三百九十一万九千円を計上しました。主なものは、第二目の他会計補助金と、第三目の長期前受金戻入であります。他会計補助金は二億千百四十九万千円で、一、公共への補助金が基準内、基準外を合わせて九千四百十八万四千円、農集排への補助金は、基準内、基準外を合わせて一億千七百三十万七千円であります。長期前受金戻入は、令和五年度減価償却費に係る補助金等相当額を収益化するもので、公共分が八千二百三十五万二千円、農集排分が七千七万二千円の総額一億五千二百四十二万四千円であります。

次に、支出についてであります。

二百九十ページをお開きください。下水道事業費用は五億七千七百八十万一千円を計上しました。第一項営業費用が五億二千三百八十七万円あります。第一目管渠費は四千三百九十五万五千円で、その主なものは第四節委託料の公共の污水管等清掃業務委託料の五百二十二万五千円、農集排の污水管等清掃業務委託料四百九十一万七千円。第六節修繕費の公共の東町機場移設修繕工事費六百十八万二千円、公共下水道管渠更生工事費三百三十万四千円あります。

二百九十一ページをご覧ください。処理場費は八千十三万八千円を計上しました。この処理場費は、町内七か所の農業集落排水処理施設の維持管理費であり、主なものは第五節委託料の処理施設維持管理業務委託料二千三百六十五万八千円、榊地区処理施設嫌気ろ床槽二・三室清掃業務委託料の五百六万円。第六節手数料の汚泥収集運搬手数料四百二万八千円などの汚泥の処分にかかる費用。二百九十二ページに移りまして、修繕費の中野目地区処理施設高圧機器更新工

事費の五百五十三万三千円であります。第四目流域下水道維持管理負担金四千五百六十三万六千円は、岩木川流域下水道事業の維持管理費二十一億九万五千円の二・一七％相当の町負担分を計上しております。第五目総係費は二千八百五十七万二千円を計上しました。主なものは、第一節給料から二百九十三ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費、次ページの第十三節負担金の農集排の飯田林崎処理施設維持管理費負担金四百四十二万八千円であります。第六目減価償却費は三億二千五百五十六万三千円ありますが、実際は現金支出の伴わない費用で資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

二百九十五ページをご覧ください。第二項営業外費用は五千十二万九千円を計上しました。主なものは、第一節企業債の支払い利息四千四百三十二万七千円であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

二百九十七ページをお開きください。まず、収入についてであります。

第一款資本的収入は二億千七百八十万円を計上しました。第一項企業債は一億二千百八十万円で、第一節下水道事業債が千三百十万円。内訳は岩木川流域下水道建設負担金に係る流域下水道事業債が四百六十万円、公共下水道事業債の特別措置分が八百五十万円であります。第二節資本費平準化債の一億八百七十万円は減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であります。

第二項出資金の九千六百万円は、一般会計からの基準外繰入金であり、資本費平準化債の元金償還金等に充当するものであります。

次に、支出についてであります。二百九十八ページをお開きください。

第一款資本的支出は四億千七百七十四万三千円を計上しました。第一項建設改良費第一目流域下水道建設負担金四百六十二万円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億三千百万円の二・〇％相当の町負担分を、計上したものであります。

す。第二項企業債償還金は四億五百十二万三千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額一億九千三百九十四万三千円は、内部留保資金等で対応するものであります。

令和五年度藤崎町下水道事業会計予算については、以上であります。

○委員長（奈良完治君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑ございませんか。吉村忠男委員。

○吉村忠男委員

ページ数は二百九十一ページです。委託料、榲地区の処理の清掃業務委託料。これの内容、もうちょっと説明お願いします。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

榲地区の処理施設の、その中で嫌気ろ床というのが三室設けられているんですが、その二、三室を清掃するものであります。四、五年に一度の定期的な清掃ということでもありますので、予算の明細としては清掃の一式が百十六万九千円、汚泥運搬が百二十二万四千円、共通架設費二十一万九千円、現場管理費百十四万、一般管理費八十五万四千円、その他消費税四十六万円の計で五百六万六千円であります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

吉村忠男委員。

○吉村忠男委員

関連でちょっと聞きますけれども、榑地区の処理場の現在の機能の処理能力はどうなっているものですか。今現在の状況。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

処理人数は二千百五十人。一日最大の処理水量が七百九・五立方メートルであります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

吉村忠男委員。

○吉村忠男委員

今現在で、そうすれば、処理能力がいっぱいいっぱいということですか。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

現状ではその処理能力を本来の処理能力を少し超えて処理している現状であります。当町に七か所あるうちの処理施設では、例えば三年度実績では、最大の処理実績となっています。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

最後、何て言ったんですか。ちょっと耳も目もちょっと悪くなったんで、はっきり聞こえなかったんですけれども。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

現状で当町にある処理施設のうちでは、処理実績は、令和三年度実績ですが、最大であるということを申し上げました。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利直志委員。

○浅利直志委員

一番早くから活躍している施設なんで、老朽化といいますか、処理の対応能力の問題と、付近に住宅だけじゃなくて様々な企業も誘致しているし。誘致というか進出してきているので、そろそろ考えなきゃならないような時期、あるいはまた違う接続、公共と接続する方法があるのか。その辺を検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

私が聞きたいのは一つですけれども、ページ数は二百九十ページ、農集排污水管等清掃業務委託料四百九十一万というふうにあるんですけれども、農集排施設七か所ほどだと思ったんですけれども。これはどういう基準で污水管等清掃

をしていらっしゃるのかなど、業務の展開の仕方というか、汚水管の清掃業務ですね。内容をお知らせ願いたいと思います。四百九十万ほど支出しておるんですけれども。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

お答えします。内容としましては分管の延長、全体で六千五百八十メートルの清掃であります。清掃は高圧洗浄や強力吸引などで行うんですが、榑地区の延長が四千二百四十メートル、林崎地区の延長が七百七十メートル、久井名館地区の延長が千三百五十メートル、中島地区の延長が二百二十メートル、それからマンホールポンプの清掃箇所、現時点ではまだ特定しておりませんが、五か所予定しております。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志委員。

○浅利直志委員

単純にその今榑や久井名館など合わせると二千メートルにもなるんですけれども、単純にマンホールからマンホールの、どういうふうな作業をしているのか。私、現場に遭遇していないので分からないんですけれども、清掃をどういうふうな形でやっていらっしゃるのかということの説明してください。

○委員長（奈良完治君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

先ほども申しましたが、作業員が毎年のように、今年はこの地区、以前の何かの議会でも説明しましたが、毎年今年はこの地区のこの箇所、来年はこの地区のこの箇所というふうに設定して、業者に委託して作業員がその管について高圧洗浄と管の中を高圧洗浄あるいはそのたまった泥やさびなど強力吸引しているということでもあります。

以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました本案に対する予算特別委員会の報告書については、副委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、副委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり、予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき感謝申し上げます。

以上をもって、予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 零時

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 奈 良 完 治